

令和２年度 東京都男女平等参画施策一覧（女性活躍推進関連施策）

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
領域Ⅰ 働く場における女性の活躍					
	① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進				
	ア. ポジティブ・アクションの推進				
	1	男女雇用平等参画状況調査	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「多様な働き方への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 (予定) 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	産業労働局
	2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	労働情勢懇談会の開催	産業労働局
	3	職場における男女平等の推進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための取組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。	ポジティブ・アクションの普及啓発 (「男女雇用平等セミナー」等)	産業労働局
			関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業主等説明会 年2回 計300人	産業労働局
	4	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。	29年度終了	産業労働局
	5	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。	29年度終了	産業労働局
	6	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)	産業労働局
	301	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。	・女性活躍推進研修（取組開始支援） 400社 ・女性活躍推進研修（行動計画の策定支援） 200社	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	366	企業で働く女性管理職等のキャリア支援事業	女性管理職のキャリア維持や更なる向上に向けて、気運醸成やキャリア支援のための講演会・交流会等を実施し、意識啓発や幅広い仲間づくりを支援します。	講演会・交流会 100人 講座 50人	産業労働局
	7	公共調達を通じた女性活躍の支援	女性の就業環境の整備を促進するため、公共工事・業務委託等の総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）などを加点項目に設定します。 都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレや更衣室の現場事務所への設置を義務化します。	・総合評価方式における加点項目の設定 総合評価方式を適用する公共工事及び業務委託の発注を通じて実施 ・現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置 主要な建設工事の発注を通じて実施	財務局・各局
	329	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）	○事業効果の検証	建設局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
	8	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	産業労働局
	9	職場における男女平等の推進	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主等説明会 年2回 計300人	産業労働局
② 女性の就業継続やキャリア形成					
ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進					
	10	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。	認定企業 13社程度 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、事業休止	産業労働局
	367	男性の育児と仕事の両立推進事業	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業のうち、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組みを実施した企業を表彰します。	規模 1社程度 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、事業休止	産業労働局
	11	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	30年度終了（31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施）	産業労働局
	330	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延700回 奨励金 300社	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	12	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1) 次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了	産業労働局
			(2) 企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	29年度終了	産業労働局
	13	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。	29年度終了 （30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施）	産業労働局
	14	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	産業労働局
	15	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。（再掲 No.4参照）	29年度終了	産業労働局
	16	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。（再掲 No.5参照）	29年度終了	産業労働局
	17	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。 ※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施（再掲 No.6参照）	補助上限：5,000千円 （30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更）	産業労働局
	18	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法を始めとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・非正規雇用アドバイザー 労働相談情報センター本所、5事務所 計7名 ・巡回目標件数 年2,620件 （30年度から「非正規雇用アドバイザー制度」に名称変更）	産業労働局
	19	労働相談	労働相談（東京都ろうどう110番） 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制）	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	20	非正規雇用に関する法令等普及啓 発事業	(1) パート・派遣・契約社員等電話総合相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員により、パー ト・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談 を受け付け、労働条件の向上を図ります。	電話相談 年1回 2日間	産業労働局
			(2) 普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件 の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的 な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成しま す。	「パートタイム・有期雇用労働ガイドブック」 5,000部	産業労働局
	302	ライフ・ワーク・バランス普及促 進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取 組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実 施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ラ イフ・ワーク・バランスEXPO」を実施する。	ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	産業労働局
	303	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取 組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業 員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動 計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援 する。（再掲 No. 301参照）	・女性活躍推進研修（取組開始支援） 400社 ・女性活躍推進研修（行動計画の策定支援） 200社	産業労働局
	304	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等 を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事 のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供 する。 合わせて、介護と仕事の両立について、事例発表会の開催 による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールによ り助言するヘルプデスクの運営を行う。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立事例発表会の開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局
	305	働く人のチャイルドプランサポー ト事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療・不育症治療と仕事 の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援に関する制度を整 備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進す る。	研修 500人 奨励金 ① 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円 ② 不妊治療のための休暇制度等の整備 30万円 ③ 不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円 （不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度を整備した場合 10 万円加算） 規模200社	産業労働局
	306	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企 業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行う ことで企業の職場環境整備を推進する。	働くママコース 規模 600件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 100件 金額 250千円～3,000千円	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	386	妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給 ※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	対象 都内中小企業100社 奨励金 10万円	産業労働局
	21	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：延べ146科目、定員6,755名 （施設内訓練103科目、4,605名） （委託訓練43科目、2,150名） 在職者向け：定員19,357名	産業労働局
イ. 働く女性のキャリア形成意識の醸成、悩みや不安の解消を進める取組					
	22	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、平成30年度に更新した、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」を普及していきます。	「キャリアデザインコンテンツ」の普及	生活文化局
	368	キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ	・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供することで、若者のキャリアデザイン意識を醸成します。	コンテンツの開発・公開 Web媒体を活用したコンテンツの周知	生活文化局
	23	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するため、女性が相談しやすいように女性向けの就農相談窓口を設置しています。	指導農業者の認定 40名 優良事例調査 1回 農業体験研修 20回 農業技術研修 20回 都立の農業高校生の都内農業見学 7回	産業労働局
	24	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発等を実施します。	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回	産業労働局
	394	意欲的農業者経営発展対策	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 優良先進事例視察研修1回	産業労働局
	25	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。	就業継続（開催回数：2回）及びスキルアップ（開催回数：1回）のための講座の開催（オンライン実施）	生活文化局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元 年度所管局
	331	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。(ブース出展) (再掲 No.329参照)	○事業効果の検証	建設局
	369	企業で働く女性管理職等のキャリア支援事業	女性管理職のキャリア維持や更なる向上に向けて、気運醸成やキャリア支援のための講演会・交流会等を実施し、意識啓発や幅広い仲間づくりを支援します。(再掲 No. 366参照)	講演会・交流会 100人 講座 50人	産業労働局
ウ. 保育サービスの充実					
	26	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減	福祉保健局
	27	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 125 か所、B型 17か所 (区部は財政調整交付金により実施)	福祉保健局
	28	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・固定資産税・都市計画税 ・不動産取得税 ・事業所税	主税局
	29	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	私立幼稚園預かり保育推進補助 476園 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 242園	生活文化局 生活文化局
	30	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。	・現地確認 2か所 ・開設後運営指導 4か所	福祉保健局
	31	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保をします。	(令和2年4月1日現在) ベビーホテル 416か所 事業所内保育施設 481か所 院内保育施設 148か所 その他施設 195か所 認証保育所 537か所	福祉保健局
	32	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員等に対する研修を実施します。	・認証保育所施設長研修 年間300名⇒一部中止 ・認証保育所中堅保育士研修 年間300名⇒一部中止 ・家庭的保育者研修(認定研修 年間50名、現任研修 年間120名)⇒一部中止 ・病児・病後児保育研修 年間80名⇒中止 ・病児・病後児保育(訪問型)研修 年間20名⇒中止 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間7,000名⇒規模縮小	福祉保健局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	33	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助するとともに、多子世帯に対し都独自に認可外保育施設利用者の負担軽減を図ることにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。	22, 132人	福祉保健局
	34	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。	・固定資産税・都市計画税	主税局
	35	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。	開設準備経費補助（国制度） 1施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）	福祉保健局
			就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	認定こども園の整備等への補助 96園	生活文化局
			就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	区市立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。幼稚園型認定こども園として認定を受けたている公立幼稚園は、3園（平成31年4月1日現在）	教育庁
	36	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所	福祉保健局
	37	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。	3, 326か所 一般型（保育短時間認定）619か所 一般型（保育標準時間認定）2, 707か所 訪問型（保育短時間認定）0か所 訪問型（保育標準時間認定）0か所	福祉保健局
	38	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 164か所	福祉保健局
				体調不良児対応型事業 76か所	福祉保健局
				非施設型（訪問型）事業 1か所	福祉保健局
	39	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	128か所	福祉保健局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	307	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。 また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行います。	利用上限 ①待機児童の保護者及び育休満了者の場合 （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間 ②一時預かり利用支援の場合 月8時間（多胎児の場合は、月16時間）	福祉保健局
	40	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。	以下のとおり実施 都立病院（1カ所） ・墨東病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、利用料2,000円 東京都保健医療公社（2カ所） ・多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・東部地域病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員8名、利用料2,000円	病院経営本部
	41	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。	・企業内の保育施設の設置等に関する相談窓口の運営 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設の共同利用情報の提供 ・共同利用推進セミナー 年2回 ・共同利用に向けた交流会 年2回	産業労働局
	42	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入等に要する経費に対する補助を行います。	100施設	産業労働局
	332	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室（認可外保育室）において、空き定員の一部を地域開放します。	各保育室の利用状況を踏まえて、地域開放が可能な保育室・実施規模及び実施時期を検討	病院経営本部
③ 職場におけるいやがらせ(ハラスメント)問題					
ア. 相談・普及啓発					
	43	労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No. 19一部参照)	産業労働局
イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策					

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	44	セクシュアル・ハラスメント防止 連絡会議	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連 絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメント 等の防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、 意見交換等を行う。	総務局
	45	セクシュアル・ハラスメント等防 止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」都政に携わる全ての職 員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供 などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めま す。また、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修も 行います。	・管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ・受講予定者約130名	総務局
			○新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中 で男女雇用機会均等法に触れながら、セクシュアル・ハラ スメント等に関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1,200名	総務局
			○ハラスメント対策研修 ハラスメントの具体的事例を重点的に検討し、困難事例へ の対処法を学ぶ研修を行います。	○部長級職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約35名	総務局
			職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局で実施	各局
			公立学校の1年次（初任者）研修や中堅教諭等資質向上研 修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セク シュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	・教育管理職候補者研修 639名 年1回開催 ・主任教諭任用前研修 1,690名 年1回開催 ・初任者等研修 586名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修 1,336名 年11回開催（合計）	教育庁
	46	セクシュアル・ハラスメント等相 談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント等相談員を設置して、 職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指 導及び助言を行います。	各局で実施	各局
	308	ダイバーシティ時代のハラスメン ト対策	すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合う ことも含めた、総合的なハラスメント防止対策を行いま す。	包括的なハラスメント防止対策として、管理監督者・相談員・各局人事 担当者等を対象としたセミナー・講習会等を年4回程度実施	総務局
	④ 若者のキャリア教育の推進				
	ア. 若者のキャリア教育の推進				
	47	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図る ため、平成30年度に更新した、大学生向け教材「キャリア デザインコンテンツ」を普及していきます。（再掲 No22 参照）	「キャリアデザインコンテンツ」の普及	生活文化局
	370	キャリアデザインのためのeラー ニングコンテンツ	・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマート フォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザ インについて学べるコンテンツを提供することで、若者の キャリアデザイン意識を醸成します。（再掲 No.368参照）	コンテンツの開発・公開 Web媒体を活用したコンテンツの周知	生活文化局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	48	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するため、女性が相談しやすいように女性向けの就農相談窓口を設置しています。	指導農業者の認定 40名 優良事例調査 1回 農業体験研修 20回 農業技術研修 20回 都立の農業高校生の都内農業見学 7回	産業労働局
	49	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo (中学生の職場体験)の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業（わくわくWeek Tokyo）への参加を呼びかけます。	令和元年度終了（中学生の職場体験は、引き続き、各中学校にて実施）	生活文化局
			公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。	令和元年度終了	生活文化局
			中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。	令和元年度終了	生活文化局
			都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。	令和元年度終了	生活文化局
			都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。	令和元年度終了	生活文化局
			中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・3～5日 全公立中学校等で実施予定	教育庁
	50	現場体験型インターンシップ	東京都立大学における特徴的なキャリア教育の一つとして、1年次から履修可能な体験型科目である「現場体験型インターンシップ」を実施します。大学生活の早い時期での現場体験により、環境、福祉、教育、経済等、大都市の抱えるさまざまな課題及び自分自身の課題について認識を深め、課題に主体的に取り組む能力、社会人として必要な基礎的コミュニケーション能力等を自ら養成することを目指します。	コロナ禍を踏まえ開講せず(中止)	総務局 (首都大学東京)
⑤ 起業等を目指す女性に対する支援					
ア. 起業家・自営業者への支援					

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	51	女性ベンチャー成長促進事業	「女性の起業」の幅が増し、いわゆる「プチ起業」の規模感のものから、これまでのビジネス経験を活かしてよりダイナミックなビジネスを志す女性起業家が徐々に増加する一方、男性に比べ、都内女性起業家が全国規模やグローバルで活躍している事例が少ない現状を踏まえ、スケールアップを目指す女性起業家向けの短期集中型育成プログラムを実施し、ロールモデルとなるような女性スタートアップの創出を図ります。	・育成講座の実施：8日程度 ・アクセラレーションプログラムの実施：3ヵ月間程度 ・報告会：1回	産業労働局
	52	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 ・融資限度額 3,500万円 ・資金使途 運転資金・設備資金	産業労働局
	333	クラウドファンディングを活用した資金調達支援	主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を支援します。	・クラウドファンディングの利用に伴う手数料の2分の1相当(上限30万円)を支援 ※特例として、新型コロナウイルス感染症により発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う法人等については、手数料の3分の2相当(上限40万円)を支援	産業労働局
	53	女性・若者・シニア創業サポート事業	都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。	・東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会に補助金を交付し、融資原資を信用金庫・信用組合に預託するとともに、地域創業アドバイザーを設置 ・融資限度額 1,500万円（運転資金のみは750万円）	産業労働局
	54	創業支援拠点の運営	平成29年1月に丸の内に開設したTOKYO創業ステーションにおいて、利用者のニーズに応じた、必要な支援につなげていきます。先輩起業家等との交流会などを数多く開催するとともに、投資家等の前で事業プランのプレゼンテーションを行うなど、ビジネスチャンスを掴む機会を提供します。これにより、地域の課題に貢献する人からグローバルに活躍する人まで様々な成功事例を生み出し、創業を目指す人のすそ野の拡大につなげていきます。	<起業塾計画> ・TOKYO起業塾 ①入門コース ②実践コース ③ものづくり創業プログラム ④ベンチャープログラム <女性起業ゼミ・プチ起業スクエア等計画> ・女性起業ゼミ ・プチ起業スクエア ・ワンポイントセミナー	産業労働局
	371	創業支援拠点（多摩）の設置・運営	令和2年6月に開設予定のTOKYO創業ステーションTAMAにおいて、多摩地域の起業環境の活性化に向け取り組んでいきます。本拠点では、一部を除き丸の内のTOKYO創業ステーションと同様のメニューを提供するとともに、地域の創業支援機関との連携企画や出張型の支援を独自に実施します。また、子育て中の方でも気軽に利用できるよう託児室を設置します。これにより、主婦や学生、シニアなど誰もが起業に取り組める環境を整備していきます。	<女性起業ゼミ・プチ起業スクエア等計画> ・女性起業ゼミ ・プチ起業スクエア ・ワンポイントセミナー	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	55	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。また、青山創業促進センターでは、都が抱える政策課題の解決に結びつく分野や、ベンチャーキャピタリストが投資しにくい分野等で起業に取り組む方々へ、大きく成長してもらう機会と場を提供します。	・施設の運営 インキュベーションオフィス・TAMA（6室） 東京コンテンツインキュベーションセンター（25室） 白鬚西R&Dセンター(14室) 青山創業促進センター（コワーキングスペース設置）	産業労働局
	56	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。（再掲 No.24参照）	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回	産業労働局
	394	意欲的農業者経営発展対策	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 優良先進事例視察研修1回	産業労働局
	57	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するため、女性が相談しやすいように女性向けの就農相談窓口を設置しています。	指導農業者の認定 40名 優良事例調査 1回 農業体験研修 20回 農業技術研修 20回 都立の農業高校生の都内農業見学 7回	産業労働局
	58	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。（再掲 No.25参照）	就業継続（開催回数：2回）及びスキルアップ（開催回数：1回）のための講座の開催（オンライン実施）	生活文化局
	334	女性経営者等の活躍促進事業	企業経営における女性の活躍の推進により、これまでにない新たな視点での事業展開など、事業活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面しています。 そこで、女性経営者等に必要となる知識やノウハウ、ネットワークの獲得に対する支援を行うことにより、企業経営における女性の活躍促進を図り、もって、都内産業の活性化を図ります。 また、全国の女性首長が一堂に会し、経済界の最前線で活躍する女性経営者とともに、女性の視点を取り入れた企業活動や行政運営などに関して意見・情報交換を行うことで、女性の活躍推進についての共通認識を形成し、女性が輝く社会の実現を目指していきます。	・NEW CONFERENCEの開催 開催回数：1回/年 ・セミナー等の開催 開催回数：5回/年 ・女性首長によるびじょんネットワークの開催	産業労働局
⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援					
ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援					

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	59	女性しごと応援テラス事業	東京しごとセンターに設置した、出産や育児等で離職した女性など、家庭と両立しながら再就職を目指す女性のための専用窓口「女性しごと応援テラス」において、キャリアカウンセリングから、職業紹介まで、きめ細かなサービスをワンストップで提供します。 また、再就職を目指す女性を支援するため、就職活動に関するノウハウや知識の習得、就職に必要な能力の開発等に資する「女性再就職サポートプログラム」や各種セミナー等を実施します。	・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営 ・就職面接会等の実施 10回 ・ミニセミナーの実施 100回 ・啓発セミナーの実施 4回 ・職場見学の実施 10回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 3回 ・女性再就職サポートプログラムの実施 ・拠点型 女性再就職サポートプログラム 9回 サポートプログラムフォローアップセミナー 2回 ・地域型 女性再就職サポートプログラム 6回 サポートプログラム職場体験事業 6回 ・女性しごと応援出張テラスの実施 10回 ・子育て女性向けセミナー 7回 ・女性向け在宅ワークセミナー 3回 ・利用者向け託児サービスの提供	産業労働局
	372	女性しごと応援テラス事業（多摩）	多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、女性しごと応援テラスの多摩地域の拠点を設置し、キャリアカウンセリングや、就職に必要な能力に開発等に資する支援プログラム、各種セミナーを実施します。	・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営 ・ミニセミナーの実施 30回 ・啓発セミナーの実施 1回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 1回 ・女性再就職サポートプログラムの実施 ・拠点型 女性再就職サポートプログラム 4回 サポートプログラムフォローアップセミナー 2回 ・地域型 女性再就職サポートプログラム 3回 サポートプログラム職場体験事業 3回 ・女性しごと応援出張テラスの実施 10回 ・子育て女性向けセミナー 3回 ・利用者向け託児の提供	産業労働局
	60	多摩地域女性就業支援プログラム	身近な地域での就職を望む子育て期の女性が多い多摩地域において、マザーズハローワーク立川等との連携により就業支援を実施し、女性の再就職を支援します。	年6回実施	産業労働局
	61	輝け！女性の就業拡大事業	女性の就業拡大に向けて、仕事と子育ての両立に協力的な企業を集めての合同就職面接会等を実施します。	年4回実施	産業労働局
	335	レディGO！ワクワク塾	出産等を機に離職した女性に対し、働くことのイメージを醸成するための講座と企業への短期のインターンシップを託児付きで実施するなど、女性の再就職を支援します。	年3期実施	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	62	女性向け委託訓練の実施	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し再就職を支援します。また、パート・アルバイト等から正社員を目指す女性を対象としてeラーニングによる訓練を実施します。	・女性向け委託訓練 定員665名	産業労働局
	336	育児・介護からのジョブリターン制度整備推進事業	やむを得ず、結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度を整備する企業を支援します。	規模 500件 金額 200千円	産業労働局
	63	保育サービス付き職業訓練の実施	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	平成27年度で終了 平成28年度より再就職促進等委託訓練へ統合	産業労働局
	337	保育支援つき施設内訓練	職業能力開発センター・校に入校する育児中の人に対して、保育施設の提供を支援することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。	保育支援枠 12人	産業労働局
	64	病院勤務者勤務環境改善事業	出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職場を離れた女性医師等の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	病院勤務者勤務環境改善事業 相談窓口の設置 2病院 復職研修及び就労環境改善事業 24病院 ※30年度から対象を看護師にも拡大 ※30年度から事業名改称	福祉保健局
	338	東京医師アカデミー・復職支援プログラム	育児、介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導ノウハウや豊富な症例数などのスケールメリットを活かして、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行います。	○研修概要 ・「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供 ○受入病院 ・全都立病院	病院経営本部
	65	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)	産業労働局
	66	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)	産業労働局
	67	テレワーク推進センター（仮称）等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)	産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	68	女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施（再掲 No.6参照）	補助上限：5,000千円 （30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更）	産業労働局
	339	介護休業取得応援事業	従業員に介護休業を取得させ復帰させた企業への支援を行うことで企業の職場環境整備を推進します。	規模 50件 金額 500千円	産業労働局
	309	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。	・東京テレワーク推進センター及びTOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口の運営 ・テレワーク体験型セミナー 200社（10社×20回） ・ワークスタイル変革コンサルティング 5,000回 ・テレワーク気運醸成イベント 1回 ・サテライトオフィス設置等補助 10件 ・テレワーク導入促進整備補助 1,000件 ・テレワーク導入促進アプリの運営 ・サテライトオフィス利用促進事業 3か所 等	産業労働局
	387	テレワーク導入モデル体験事業	都内企業にテレワークを体験できるツールを無償貸与することにより、テレワークのメリット・効果を体感できる機会を積極的に提供	規模1,000社	産業労働局
	388	新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援	新型コロナウイルス感染症予防等の安全対策のため、従業員が利用可能なテレワーク制度整備に係る機器導入経費を助成	・テレワーク機器導入経費の助成 17,200件	産業労働局
	69	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信	生活文化局
⑦ 普及啓発活動の充実					
ア. 情報の提供					
	70	女性の活躍推進シンポジウム等	知事自らが発信する場としてのシンポジウム等を開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	女性が輝くTOKYO懇話会1回	生活文化局
	71	東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及していきます。	・東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催） ・受賞者の取組を広く発信	生活文化局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	72	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。 (再掲 No.25, No.58参照)	就業継続（開催回数：2回）及びスキルアップ（開催回数：1回）のための講座の開催（オンライン実施）	生活文化局
	340	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。(ブース出展) (再掲 No.329、331参照)	○事業効果の検証	建設局
	373	女性しごとEXPO	女性活躍の推進に向け、従来の女性の「はたらく」のイメージを変え、自身の可能性を発見していただくための「女性しごとEXPO（仮称）」を開催します。	年1回実施	産業労働局
	73	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発等を実施します。(再掲 No.24, No.56参照)	女性農業者活躍推進講座 15回 (うち、先進事例視察研修 3回) 優良先進事例視察研修1回	産業労働局
	394	意欲的農業者経営発展対策	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	女性農業者活躍推進講座 15回 (うち、先進事例視察研修 3回) 優良先進事例視察研修1回	産業労働局
	74	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化局
	75	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体に加え、メディア広告やグッズ等を活用して、男女平等参画推進のための普及啓発や情報提供を行います。	・都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の依頼により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等 ・電車広告等のメディアによる普及啓発を実施 ・普及啓発用のグッズを作成・配布	生活文化局
	76	インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行います。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施します。	・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、ツイッター等を利用して、情報提供	生活文化局
	77	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。	・インターネットによる公表（男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施） ・普及啓発用パンフレットの作成及び配布	生活文化局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 () 書きは令和元 年度所管局
	78	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。（再掲 No.8参照）	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	産業労働局
	79	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書数 約6.8万冊	生活文化局
	イ. 交流及び指導者研修				
	80	女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考えるフォーラムを開催します。	ウィメンズプラザフォーラム 年1回 オンライン開催	生活文化局